

白馬村情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村規則第 1 8 号

白馬村情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

白馬村情報公開条例施行規則（平成12年白馬村規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（電磁的記録の公開の方法）

第 4 条の 2 条例第10条第 2 項の規定による実施機関が定める方法は、次の各号に定めるところ（村長がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができる方法に限る。）により行うものとする。

- (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- (3) 電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために村長が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧、視聴又は聴取
- (4) 電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

第6条中「第16条」を「第15条」に改める。

別表中「

複写委託契約により作成を委託する 場合		当該委託契約で定め る実費相当額
------------------------	--	---------------------

」を「

複写委託契約により作成を委託する 場合		当該委託契約で定め る実費相当額
光ディスクに複写したもの		光ディスク1枚につき 100円

」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

公 文 書 公 開 請 求 書

年 月 日

（実施機関名）

殿

（法人にあっては事務所等の所在地）

住 所

（法人等にあってはその名称及び代表者の氏名）

氏 名

電話番号 （ ） —

白馬村情報公開条例第8条の規定により、次のとおり請求します。

公 開 の 方 法	☐ 閲覧、視聴又は聴取 ☐ 写しの交付
請 求 に 係 る 公 文 書 の 内 容	（公文書の名称又は知りたい事項を具体的に記載してください。）

請 求 の 目 的	
-----------	--

様式第2号（第3条関係）

公 文 書 公 開 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

（請求者）

殿

（実施機関名）

印

年 月 日で請求のありました公文書について、次のとおり公開します。

請 求 の あ っ た 公 文 書 名	
公 開 す る 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
公 開 す る 場 所	

公 開 の 方 法	閲覧、視聴又は聴取 写しの交付
所 管 課	課 係 電話 — — (内線)

(注) 公文書の公開の際には、この回答書を係員に提示してください。

様式第3号(第3条関係)

公文書一部公開決定通知書

第 号
年 月 日

(請求者)

殿

(実施機関名)

印

年 月 日付で請求のありました公文書について、次のとおりその一部を公開します。

請 求 の あ っ た 公 文 書 名	
公開できない部分	
公開できない理由	
公 開 す る 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分
公 開 の 方 法	閲覧、視聴又は聴取 写しの交付
※ 時 限 性 公 開	年 月 日以降であれば公開請求に係る公文書の一部非公開部分を公開することができますので、同日以降に改めて公開の請求をして下さい。

所 管 課	課 係 電話 — — (内線)
備 考	

(注) 公文書の公開の際には、この回答書を係員に提示してください。

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として(訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。